住宅の取得を応援します

# 宍粟市森林（もり）の家づくり応援事業補助金

-住宅取得や購入した空き家の改修を行うと補助金が受けられます-

## 1 新築・中古・戸建・マンションも 住宅取得補助金

・40歳以下の個人または夫婦のいずれかが40歳以下の世帯で宍粟市に転入・転居する方

＊中学生以下の子どもを養育する世帯は年齢要件無し。
＊取得した住宅を５年以上使用する場合に限ります。

～補助対象経費の実支出額の1/10を補助～

**最大 50万円**

☆転入の場合、最大50万円（中古住宅の場合25万円）
☆転居の場合、最大30万円（中古住宅の場合15万円）

## 2 市内事業者による建築施工

・市内の事業者の施工により市内に住宅を新築する場合

～補助対象経費の実支出額の1/10を補助～

**最大 50万円**

## 3 地域材の活用

・地域材を使用する住宅を新築する場合

**最大 40万円**

①構　造　材：１立方メートルにつき２万円
②内装仕上材：１平方メートルにつき５千円
①、②併せて上限40万円（②は上限20万円）
～補助対象経費の実支出額の1/10を補助～
（例）構　造　材：　7.43m3×２万円＝148,600円
内装仕上材：15.43㎡　×５千円＝　77,150円
合計：225,750円（千円未満は切捨てになります。）

## 4 空き家改修支援

・市内で空き家の売買または賃貸する契約をし、居宅、店舗その他市長が認める目的のために空き家を改修する場合

＊改修した家を10年以上使用する場合に限ります。

**最大 50万円**

～改修費用の1/３を補助～

☆空き家バンク制度または、宅地建物取引業者の仲介によって取得した空き家の改修に限ります。
・空き家バンク登録物件の場合最大50万円
・その他物件、最大25万円

## 併用可能

1+2+3で併用可能＝最大140万円

1+4で併用可能＝最大75万円

＊補助金の対象者や補助額、申請方法等は必ず市公式サイトで確認またはお問い合わせください。


お問い合わせ

宍粟市建設部住宅土地政策課

☎0790-63-3166

akiyataisaku-kk@city.shiso.lg.jp


宍粟市 森林の家 補助金　検索

↑森林の家づくり応援事業サイト

宍粟市は「森林（もり）」を活用したまちの創造に取り組みます。

# 宍粟市森林（もり）の家づくり応援事業補助金

## 1 ＜住宅取得支援＞

### ☆対象者

転入または転居し、条件を満たす住宅（中古住宅を含む）を新築・購入する40歳以下の方、または、中学生以下の子どもを養育している世帯

### ☆補助対象経費

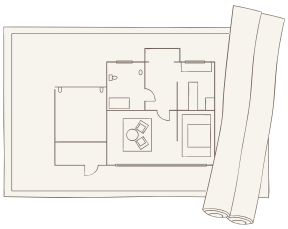

50㎡以上の住宅の取得（二親等以内にあたる方からの取得は不可）に要する費用
＊土地の取得、手続き、検査、備品に要する費用は除きます。

### ☆補助率・補助上限

補助対象経費の実支出額の1/10

**転居者（宍粟市内から宍粟市内へ住居を移した方）・・・上限30万円（中古住宅の場合15万円）**
**転入者（他市町村から宍粟市内へ住居を移した方）・・・上限50万円（中古住宅の場合25万円）**
※転入者とは、転入直近に１年以上市外に居住されていた方をいいます。

## 2 ＜市内事業者の活用支援＞

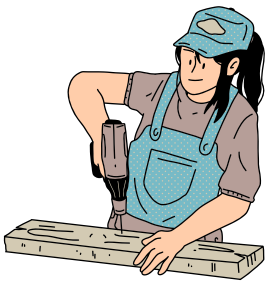

### ☆対象者

宍粟市内の事業者の施工により市内に住宅を新築された方

### ☆補助対象経費

住宅の新築に要する費用
＊土地の取得、手続き、検査、備品に要する費用は除きます。

### ☆補助率・補助上限

補助対象経費の実支出額の1/10　　**上限50万円**

## 3 ＜地域材の活用支援＞

＊地域材とは、国内産の原木を宍粟市内で製材・加工した製品いいます。
申請には地域材の出荷証明が必要です。

### ☆対象者

地域材を使用する住宅を新築される方

### ☆補助対象経費

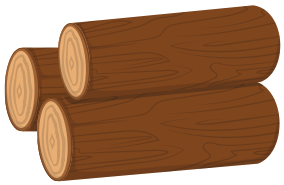

（１）構　造　材：１立方メートルにつき２万円
（２）内装仕上材：１平方メートルにつき５千円

### ☆補助上限

（１）と（２）合わせて上限40万円、ただし（２）は上限20万円

## 4 ＜空き家改修支援＞

＊改修前の申請手続きが必要で、改修工事後の申請は受付できません。また、年度内に改修工事を完了する必要があります。

### ☆対象者

市内で空き家の売買または賃貸する契約をし、住宅、店舗等の目的として空き家を改修される方

### ☆補助率・補助上限

**空き家バンク登録物件の場合・・・・・・・・・・改修費用の1/3以内（上限50万円）**
**宅地建物取引業者と媒介契約した物件の場合・・・改修費用の1/3以内（上限25万円）**

### ☆補助条件等

●市内に住民票を置く方（補助金を受けてから１年以内に宍粟市へ転入しようとする場合も可）
●改修しようとする空き家が築20年以上経過していること。
●当該空き家をその目的のために10年以上活用すること。
●市内に事業所を有する事業者が改修工事を行うこと。
●売買または賃貸契約後１年以内の改修工事で、対象空き家１件につき１回限りとなります。